



山形県公報

令和2年10月20日(火)
第148号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 山形県統計調査条例の規定に基づく県基幹統計調査の指定の変更……………(統計企画課) ……1059
- 山形県統計調査条例の規定に基づく県基幹統計調査の実施の変更……………(同) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(最上総合支庁農村計画課) ……1060
- 都市計画の変更の案の縦覧……………(都市計画課) ……同

告 示

山形県告示第727号

山形県統計調査条例(平成21年3月県条例第28号)第2条第3項の規定により指定した次の県基幹統計調査の指定を変更した。

令和2年10月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	調 査 の 目 的
山形県社会的移動人口調査	県内市町村における移動人口の実態を把握することにより、県民の社会的移動状況を明らかにし、各種行政施策の基礎資料を得る。

山形県告示第728号

山形県統計調査条例(平成21年3月県条例第28号)に基づく県基幹統計調査の実施に関する事項を次のとおり変更する。

令和2年10月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査の名称
山形県社会的移動人口調査
- 2 変更する事項
調査事項
(変更前)
住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により住民票の記載又は消除が行われた者に係る次の事項
 - (1) 性別に関する事項
 - (2) 年齢別に関する事項
 - (3) 世帯別に関する事項
 - (4) 県内、県外別に関する事項
 (変更後)
住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により住民票の記載又は消除が行われた者に係る次の事項
 - (1) 日本人、外国人別に関する事項
 - (2) 性別に関する事項
 - (3) 年齢別に関する事項
 - (4) 世帯別に関する事項

(5) 県内、県外別に関する事項

3 変更年月日

令和2年10月20日

山形県告示第729号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和2年10月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 土地改良区の名称

泉田川土地改良区

2 事務所の所在地

新庄市大字泉田字上村西407番地

3 認可年月日

令和2年10月12日

山形県告示第730号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和2年10月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 都市計画の種類及び名称

(1) 種 類 酒田都市計画緑地

(2) 名 称 7号庄内空港緩衝緑地

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分 酒田市浜中字西割及び字七窪地内

(2) 削除する部分 酒田市浜中字西割及び字七窪地内

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 令和2年10月20日から同年11月3日まで

(2) 場 所 県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課並びに酒田市役所

4 その他

この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。